

国立大学法人東京外国語大学職員の 給与の臨時特例に関する規程

〔平成24年 6月26日〕
規 則 第101号

改正 平成25年 3月26日規則第19号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学に勤務する職員に支給する給与の臨時特例を定めるものとする。

(対象となる職員)

第2条 この規程の対象となる職員は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国立大学法人東京外国語大学職員給与規程（平成16年規則第54号。以下「給与規程」という。）第4条第2項の基本給表が適用される者
- (2) 国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則（平成20年規則第26号）が適用される者（特定外国語主任教員及び特定外国語教員を除く。）で、常勤職員の給与水準と同等若しくはそれ以上に相当する者のうち、学長が個別契約で定めた者
- (3) 国立大学法人東京外国語大学非常勤職員給与規程（平成16年規則第69号。以下「非常勤職員給与規程」という。）第6条第5項の規定を適用して、常勤職員の給与決定に準じて、給与が決定されている者
- (4) 国立大学法人東京外国語大学外国人研究員に関する規程（平成16年規則第67号）が適用される者

(臨時特例期間)

第3条 この臨時特例は、この規程の施行日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）とする。

(臨時特例措置)

第4条 第2条第1号に該当する職員については、以下の項に掲げる措置を行うものとする。

- 2 基本給月額（給与規程第11条に規定する基本給調整額は含まず、平成18年改正給与規程（規則第18号）附則第4項による基本給を含み、当該職員が第29条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、基本給月額から、基本給月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる基本給表及び職務の級又は号の区分に応じそれぞれ同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

基本給表	職務の級又は号	割合
事務・技術職基本給表	2級以下	100分の4.77

	3 級から 6 級まで	100分の7.77
	7 級以上	100分の9.77
技能職基本給表	3 級以下	100分の4.77
看護職基本給表	2 級以下	100分の4.77
	3 級	100分の7.77
教育職基本給表	2 級以下	100分の4.77
	3 級から 4 級まで	100分の7.77
	5 級	100分の9.77
指定職基本給表	全ての号	100分の9.77

- 3 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (5) 期末特別手当 当該職員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (6) 退職者の給与 当該職員に支給される前項及び前各号に定める額に、給与規程第26条各号の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、給与規程第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出にあたっては、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、平成22年改正給与規程（規則第62号）附則第2項の規定の適用を受ける職員については、同項に定める額に相当する額を減じた額に第1項から第

4 項を適用する。

6 特例期間においては、基本給月額が算出の基礎となる手当（第3項及び第4項に定めるものを除く。）並びに給与規程第27条から29条の規定による給与の減額については、この規程による減額後の基本給月額を基礎として算出し支給する。

第5条 第2条第2号に該当する職員については、次の項に掲げる措置を行うものとする。

2 基本給月額の支給にあたっては、基本給月額から、基本給月額に、当該職員に適用される個別に定める支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

3 前項の支給減額率については、前条第2項に定める支給減額率を基準として、役員会において個別に定める。

4 特例期間においては、勤務1時間当たりの給与額の算出にあたっては、前条第4項、給与の減額にあたっては、前条第6項を準用する。

第6条 第2条第3号に該当する職員については、次の項に掲げる措置を行うものとする。

2 非常勤職員給与規程第6条第3項第2号に規定する基本給月額は、第4条第2項を準用して減じて算出された基本給月額とする。

3 特例期間においては、勤務1時間当たりの給与額の算出にあたっては、第4条第4項、給与の減額にあたっては、第4条第6項を準用する。

第7条 第2条第4号に該当する外国人研究員については、次の項に掲げる措置を行うものとする。

2 基本給月額の支給にあたっては、基本給月額から、基本給月額に、当該外国人研究員が適用される次の表に掲げる区分及び号に応じ支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

区分	号	割合
甲種		100分の9.77
乙種	1号	100分の7.77
	2号以上	100分の9.77

3 特例期間においては、勤務1時間当たりの給与額の算出にあたっては、第4条第4項、給与の減額にあたっては、第4条第6項を準用する。

（端数の処理）

第8条 この規程により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日から引き続き雇用されている特定有期雇用職員（契約を更新する場合又は学部改編に伴う特定教員を除く。）については、第5条の規定は適用しない。

- 3 この規程の施行日の前日から引き続き雇用されている外国人研究員（契約を更新する場合を除く。）については、第7条の規定は適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の適用にあたっては、本学に対する運営費交付金の削減状況及び学内予算の状況等を踏まえ、その状況に基づいて必要な措置を講ずるものとする。